

京都市告示第571号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成29年2月13日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
原 晶子	鍼灸治療院 東洋の森	北区紫野上築山町36-1 足立ハイツ北大路1階	平成29年1月 4日
折居 とも江	おりい治療院 月光庵	上京区紹巴町23	平成29年1月 26日
村上 賢隆	伊予和み	左京区岩倉上蔵町54番地 岩倉団地8-102	平成28年12月 9日
小池 悠介	悠鍼灸院	東山区花見小路通古門前上る 巽町424番地 6棟202 号	平成29年1月 19日
崔 竜徳	はぐみ接骨院	山科区大塚西浦町37-4	平成28年12月 28日
永井 孝明	御所ノ内治療院	伏見区深草西浦町8丁目13 番地1	平成29年1月 13日
坂田 桃一	さかた接骨院	伏見区深草直違橋3-403 グランドヴィラ藤森1階	平成29年1月 23日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)